

# 米ドル建 DWS エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド (豪ドルコース／毎月分配型)

ルクセンブルグ籍／契約型／オープン・エンド型外国株式投資信託

## 交付運用報告書

作成対象期間 第5期(2016年1月1日～2016年12月31日)

第5期末	
1口当たり純資産価格	53.87米ドル
純資産総額	5,044千米ドル
第5期	
騰落率	7.01%
1口当たり分配金額	4.80米ドル

(注1)騰落率は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算しています。以下同じです。

(注2)1口当たり分配金額は、税引前の分配金額を記載しています。以下同じです。

### 受益者のみなさまへ

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。  
さて、米ドル建 DWS エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド(豪ドルコース／毎月分配型)(以下「ファンド」といいます。 )は、このたび、第5期の決算を行いました。  
ファンドの主な目的は、高水準のインカム・ゲインの獲得とファンドの純資産の中長期的な成長を目指すことです。ファンドのすべての資産は、通常、DWSエマージング・ソブリン・ボンド・マスター・ファンド(以下「マスター・ファンド」といいます。 )の米ドル建受益証券(豪ドルクラス)に投資します。マスター・ファンドの主な目的は、新興国の政府または政府機関等が発行する米ドル建債券に投資することにより、高水準のインカム・ゲインの獲得とファンドの純資産の中長期的な成長を目指すことです。当期につきましてもそれに沿った運用を行いました。ここに、運用状況をご報告申し上げます。今後とも一層のお引立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

書面でのファンドの運用報告書(全体版)は受益者のご請求により交付されます。書面での交付をご請求される方は、販売会社までお問い合わせください。

### その他記載事項

運用報告書(全体版)は代行協会のウェブサイト([https://japan.db.com/jp/content/gaito\\_mgmt\\_reports.html](https://japan.db.com/jp/content/gaito_mgmt_reports.html))の投資信託情報ページにて電磁的方法により提供しております。

管理会社

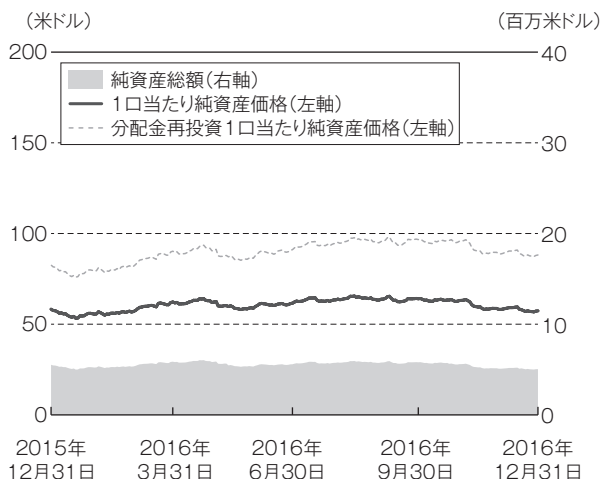
ドイチェ・アセット・マネジメント・エス・エー

代行協会

ドイツ証券株式会社

## 運用経過

### 》当期の1口当たり純資産価格等の推移について



第4期末の受益証券1口当たり純資産価格:	54.78米ドル
第5期末の受益証券1口当たり純資産価格:	53.87米ドル (分配金額4.80米ドル)
騰落率:	7.01%

#### ■ 1口当たり純資産価格の主な変動要因

豪ドルは米ドルに対して前期末比で小幅な動きにとどまった一方、投資家の利回りを求める動きやコモディティ価格の回復を背景とする債券価格の上昇を受けて、1口当たり純資産価格は上昇しました。

(注1) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したもので、ファンド運用の実質的なパフォーマンスを示すものです。設定時の1口当たり純資産価格を起点として計算しています。以下同じです。

(注2) ファンドの購入価額により課税条件も異なりますので、お客様の損益の状況を示すものではありません。

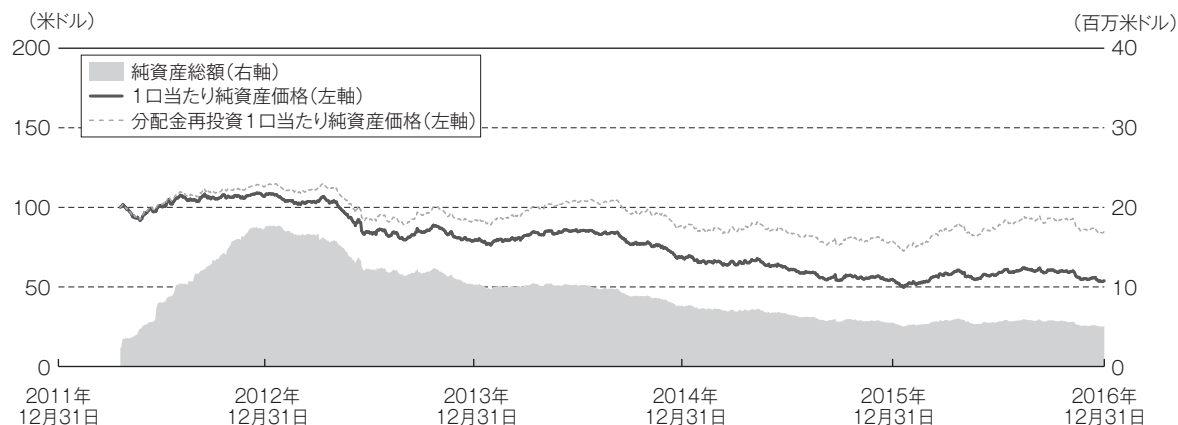
(注3) ファンドにベンチマークは設定されておりません。

### 【費用の明細】

項目	項目の概要			
管理報酬	純資産総額の年率1.1%以内 管理会社は、ファンドから管理報酬(一括報酬)を受領し、管理報酬から以下のファンドの関係法人に対する報酬を支払います。			管理報酬は、ポートフォリオ運用、管理事務、ファンドの販売、保管受託銀行の業務およびその他ファンドが販売される国で法律および規則により支払うべき手数料(日本の代行協会員報酬等)の対価として管理会社に支払われます。
	手数料等	支払先	対価とする役務の内容	
	代行協会員報酬	代行協会員	受益証券1口当たり純資産価格の公表業務、目論見書、決算報告書等の販売会社への送付業務、およびこれらに付随する業務	ファンドの純資産総額の年率0.10% (四半期毎後払い)
	販売報酬	販売会社	受益証券の販売業務・買戻しの取扱業務、運用報告書の交付業務、購入後の投資環境等の情報提供業務、およびこれらに付随する業務	ファンドの純資産総額の年率0.60% (毎月後払い)
その他の費用(当期)	0.82%	借入金に係る支払利息および預金に係る負の利息、監査および公告費用、法務およびコンサルティング費用、年次税		

(注) 報酬については、目論見書に定められている料率を記しています。「その他の費用」については、当期のその他の費用の金額をファンドの当期末の純資産総額で除して100を乗じた比率を表示しております。

## 》最近5年間の1口当たり純資産価格等の推移について



	設定日 2012年4月24日	第1期末 2012年12月末日	第2期末 2013年12月末日	第3期末 2014年12月末日	第4期末 2015年12月末日	第5期末 2016年12月末日
1口当たり純資産価格(米ドル)	100.00	107.10	78.89	69.04	54.78	53.87
1口当たり分配金額(米ドル)	-	5.60	8.40	8.40	7.20	4.80
年間騰落率(%)	-	13.05	-19.24	-2.75	-10.88	7.01
純資産総額(千米ドル)	2,358	17,449	10,213	7,672	5,526	5,044

(注1) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、設定時の1口当たり純資産価格を起点として計算しています。

(注2) ファンドにベンチマークおよび参考指数は設定されていません。

## 》》 投資環境について

歴史的な低水準の金利と資本市場の大幅な価格変動の期間となり、米国の金融政策に対する不透明感などは意識された一方、コモディティ価格の回復や利回りを求める投資家の動きなどから、新興国市場は堅調となりました。為替市場では、豪ドルは対米ドルでほぼ変わらずとなりました。

## 》》 ポートフォリオについて

当ファンドはDWSエマージング・ソブリン・ボンド・マスター・ファンドへの投資を通じて、主に新興国の政府及び政府機関等の発行する米ドル建の債券等に投資し、概ね広範囲の国を投資対象としました。先進国の利付け証券と比較して、新興国債券の高い利回りに投資することができました。

## 》 分配金について

当期(2016年1月1日~2016年12月31日)の1口当たり分配金(税引前)はそれぞれ下表のとおりです。なお、下表の「分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額」は、当該分配落日における1口当たり分配金額と比較する目的で、便宜上算出しているものです。

(金額:米ドル)

分配落日	1口当たり純資産価格	1口当たり分配金額 (対1口当たり純資産価格比率 <sup>(注1)</sup> )	分配金を含む1口当たり 純資産価格の変動額 <sup>(注2)</sup>
2016/ 1 /20	49.79	0.40 (0.80%)	-3.75
2016/ 2 /22	53.17	0.40 (0.75%)	3.78
2016/ 3 /22	57.93	0.40 (0.69%)	5.16
2016/ 4 /20	60.38	0.40 (0.66%)	2.85
2016/ 5 /20	55.16	0.40 (0.72%)	-4.82
2016/ 6 /20	57.59	0.40 (0.69%)	2.83
2016/ 7 /20	59.12	0.40 (0.67%)	1.93
2016/ 8 /22	60.84	0.40 (0.65%)	2.12
2016/ 9 /20	59.18	0.40 (0.67%)	-1.26
2016/10/20	59.84	0.40 (0.66%)	1.06
2016/11/21	54.65	0.40 (0.73%)	-4.79
2016/12/20	53.50	0.40 (0.74%)	-0.75

(注1)「対1口当たり純資産価格比率」とは、以下の計算式により算出される値であり、ファンドの収益率とは異なる点にご留意ください。

対1口当たり純資産価格比率(%)=100×a/b

a=当該分配落日における1口当たり分配金額

b=当該分配落日における1口当たり純資産価格+当該分配落日における1口当たり分配金額

以下同じです。

(注2)「分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額」とは、以下の計算式により算出されます。

分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額=b-c

b=当該分配落日における1口当たり純資産価格+当該分配落日における1口当たり分配金額

c=当該分配落日の直前の分配落日における1口当たり純資産価格

以下同じです。

(注3)2016年1月20日の直前の分配落日(2015年12月21日)における1口当たり純資産価格は、53.94米ドルでした。

## 今後の運用方針

引き続き当初の運用方針通り、主として、新興国の政府および政府機関等の発行する債券等を主要投資対象としインカム・ゲインの獲得と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。運用方針としましては、経済ファンダメンタルズや割安度等を注視しながら選択的に投資を行う予定です。また引き続き保有(キャリア)効果の獲得を狙った戦略をとる予定です。

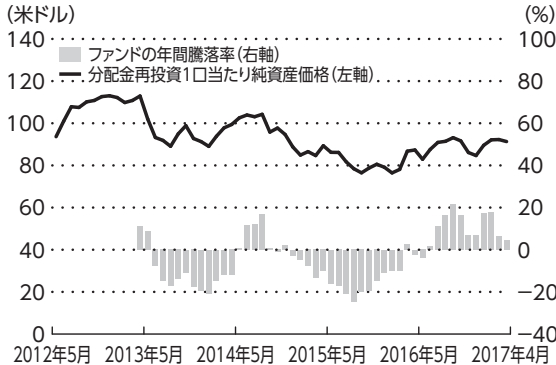
## お知らせ

該当事項はありません。

## ファンドの概要

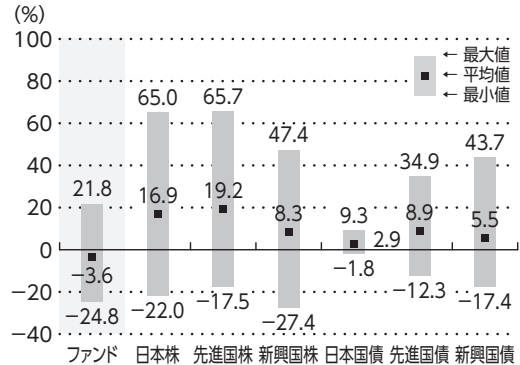
ファンド形態	ルクセンブルグ籍／契約型／オープン・エンド型外国株式投資信託	
信託期間	無期限	
繰上償還	ファンドは、いつでも管理会社により解散されることがあります。管理会社は、受益者の利益を勘案して、管理会社の利益を保護するために、または投資方針のために必要または適切であるとみなされる場合、ファンドの解散を決定することができます。ファンドの解散は、法律上定められる場合、強制的に行われます。	
運用方針	新興国の政府または政府機関等が発行する米ドル建て債券に投資することにより、高水準のインカム・ゲインの獲得とファンドの純資産の中長期的な成長を目指します。	
主要投資対象	ファンド	DWSエマージング・ソブリン・ボンド・マスター・ファンドの米ドル建受益証券(豪ドルクラス)
	マスター・ファンド	新興国の政府または政府機関等が発行する米ドル建債券を投資対象とし、主に、米ドル建ての新興国の国債に投資します。ファンドの20%を上限として、米ドル以外の通貨建の新興国の国債に投資することができますが、米ドル以外の通貨ポジションは、原則として、対米ドルで為替ヘッジを行うものとします。
運用方法	すべての資産は、通常、マスター・ファンドに投資します。	
主な投資制限	<p>管理会社は、ファンドの資産の運用にあたり、以下の投資制限を遵守します。また、ファンドの投資先であるマスター・ファンドも、原則として、以下の投資制限を遵守します。以下は、ファンドの投資制限の要点を例示したものです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①証券取引所で取引可能でない証券または別の規制市場(定期的に営業しており、かつ公認され、一般に公開されているもの。)で取引されていない証券に、ファンドの資産の15%を超えて投資することはできません。</li> <li>②同一の発行体から同種の表章された権利の20%を超える部分を購入することはできません。</li> <li>③(i)何らかの種類の株式に投資すること、または(ii)株式に投資するその他の集団投資ファンドもしくは会社型投資ファンドの株式もしくは受益証券に投資することはできません。</li> <li>④公式の証券取引所への上場が認められていないかまたは別の規制市場(定期的に営業しており、かつ公認され、一般に公開されているもの。)で取引されていない譲渡可能証券のショート・ポジションを保有することになる空売りを行うことはできません。ただし、ファンドは、かかる証券が流動性が高く、ファンドの資産の10%を超えない場合は、規制市場で相場を付けられずまたは取引されていない譲渡可能証券についてのショート・ポジションを保有することができます。また、同じ発行体により発行された同種の証券の10%を超える譲渡可能証券についてのショート・ポジションを保有することになる空売りを行うことはできません。</li> <li>⑤ファンドの勘定による借入れを行うことはできません(ただし、一時的に、ファンドの資産の10%を上限として借入れを行うことはできます。)</li> <li>⑥デリバティブ金融商品に関する証拠金支払いは、ファンドの資産の50%を超えることはできません。ファンドの流動資産の準備金は、少なくともファンドにより提供される証拠金支払いの金額と同額でなければなりません。管理会社は、ファンドの受益証券が販売される各国の法令を遵守するために、ファンド受益証券の保有者(受益者)の利益となる、または利益に反しない投資制限を随時課することができます。</li> </ol>	
分配方針	毎月20日(同日が評価日でない場合、翌評価日)に分配を行います。	

● ファンドの年間騰落率および  
 分配金再投資1口当たり純資産価格の推移  
 (2012年5月～2017年4月)



● ファンドと代表的な資産クラスとの  
 年間騰落率の比較<sup>※1,※3,※4</sup>  
 (2012年5月～2017年4月)

グラフは、ファンド(基準通貨ベース)と代表的な資産クラス(円ベース)のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。



※1 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。なお、ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しており、実際の1口当たり純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。またファンドの年間騰落率は、受益証券の基準通貨建てで計算されており、円換算されておりません。したがって、円換算した場合、騰落率は上記とは異なる場合があります。ファンドの設定日は2012年4月24日であるため、ファンドの年間騰落率は2013年4月以降のものとなります。

※2 分配金再投資1口当たり純資産価格の推移は、各月末の値を記載しております。なお、分配金(税引前)を再投資したものと計算しており、実際の1口当たり純資産価格と異なる場合があります。ただし、設定来の分配金が0のファンドにつきましては分配金再投資1口当たり純資産価格は受益証券1口当たり純資産価格と等しくなります。

ファンドの設定日は2012年4月24日であるため、2012年4月末以降を表示しております。

※3 2012年5月～2017年4月の5年間の年間騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ただし、ファンドの設定日は2012年4月24日であるため、ファンドの年間騰落率は2013年4月以降のものとなります。したがって、ファンドと代表的な資産クラスとで比較対象期間が異なります。

※4 各資産クラスの指数は以下のとおりです。

日 本 株: TOPIX (配当込み)

先進国株: MSCIロクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)

新興国株: MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

日本国債: NOMURA-BPI国債

先進国債: シティ世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

新興国債: JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド (円ベース)

(注1) すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

(注2) 先進国株、新興国株、先進国債および新興国債の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。



#### 各資産クラスの指数について

- TOPIX (東証株価指数) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」といいます。) の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用等株価指数に関するすべての権利は、東証が有しています。東証は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
- MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCIインク (以下「MSCI」といいます。) が算出する指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。また、MSCIは同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPIは、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社はNOMURA-BPIを用いて行われるドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切の責任を負いません。
- シティ世界国債インデックス (除く日本) は、Citigroup Index LLCが設計、算出、公表する債券指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はCitigroup Index LLCに帰属します。また、Citigroup Index LLCは同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドは、JPMorgan Chase & Co.の子会社であるJ.P.Morgan Securities LLC (以下「J.P.Morgan」といいます。) が算出する債券インデックスであり、その著作権および知的財産権は同社に帰属します。J.P.Morganは、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドおよびそのサブインデックスが参照される可能性のある、または販売奨励の目的でJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドおよびそのサブインデックスが使用される可能性のあるいかなる商品についても、出資、保証または奨励するものではありません。J.P.Morganは、証券投資全般もしくは本商品そのものへの投資の適否またはJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドおよびそのサブインデックスが債券市場一般のパフォーマンスに連動する能力に関して、何ら明示または黙示に、表明または保証するものではありません。

## ファンドデータ

### 》》 ファンドの組入資産の内容 (第5期末現在)

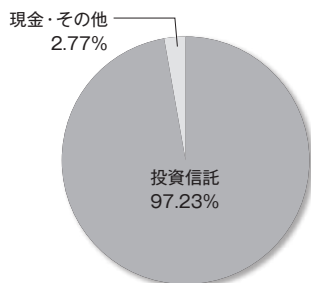
#### ● 組入上位資産

(組入銘柄数: 1銘柄)

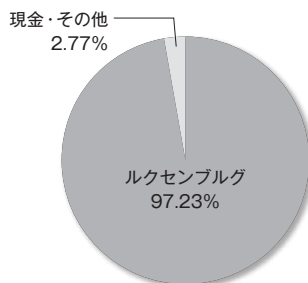
	投資比率
DWSエマージング・ソブリン・ボンド・マスター・ファンドの米ドル建受益証券(豪ドルクラス)	97.23%

(注) 投資比率は純資産総額に対する各組入資産の評価額の割合です。

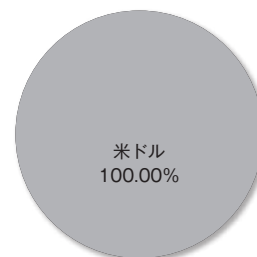
#### ● 資産別配分



#### ● 国別配分



#### ● 通貨別配分



(注) 組入全銘柄に関する詳細な情報等につきましては、運用報告書(全体版)に記載されています。

### 》》 純資産等

項 目	第5期末
純 資 産 総 額	5,044,191.69米ドル
発 行 済 口 数	93,642口
1口当たり純資産価格	53.87米ドル

第5期中		
販売口数	買戻口数	発行済口数
1,360口 (1,360口)	8,586口 (8,586口)	93,642口 (93,642口)

(注) ( ) の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数です。

## マスター・ファンドの概要

### 》 DWSエマージング・ソブリン・ボンド・マスター・ファンド(2016年1月1日～2016年12月31日)

#### ● 保有銘柄情報

(組入銘柄数:59銘柄)

上位10銘柄	種類	国・地域名等	投資比率
Turkey 05/05.06.20	債券	トルコ	3.68%
RSHB Capital/Rossiyskiy 13/25.07.18 LPN	債券	ロシア	3.50%
Petróleos Mexicanos (PEMEX) 06/15.06.35	債券	メキシコ	3.37%
ESKOM Holdings 15/11.02.25 MTN Reg S	債券	南アフリカ	3.02%
Romania 12/07.02.22 MTN Reg S	債券	ルーマニア	2.93%
VEB Finance/VEB Bank 10/09.07.20 LPN	債券	ロシア	2.78%
KazAgro Nat. Management Hldg. 13/24.05.23 MTN RegS	債券	カザフスタン	2.42%
Peru 07/14.03.37	債券	ペルー	2.15%
Majapahit Holding 07/29.06.37 Reg S	債券	インドネシア	2.03%
Majapahit Holding 09/20.01.20 Reg S	債券	インドネシア	1.93%

(注) 投資比率はマスター・ファンドの純資産総額に対する各組入資産の評価額の割合です。

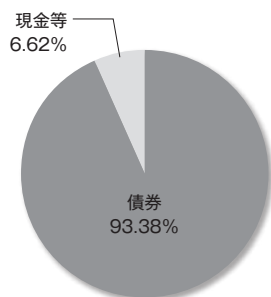
(2016年12月31日現在)

#### ● 費用の明細

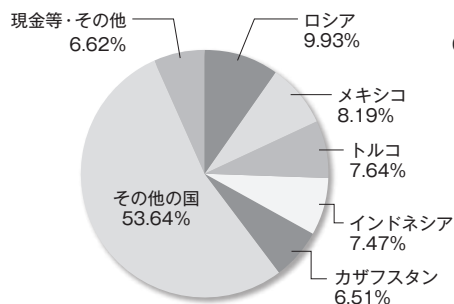
項目	米ドル
管理報酬	495,414.83
保管報酬	2,143.48
監査費用、弁護士費用および公告費用	21,392.78
年次税	12,136.73
その他費用	85,413.39
合計	616,501.21

(注) 上記は年間総額を表示しています。

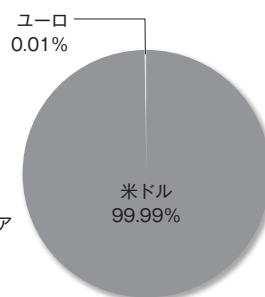
#### ● 資産別配分



#### ● 国別配分



#### ● 通貨別配分



(注) 上記円グラフには、四捨五入した比率を記載しているため、比率の合計が100.00%にならない場合があります。

